

国立大学法人埼玉大学における書籍等出版費用の研究費支出に係る取扱について

令和7年3月27日

研究機構長決定

国立大学法人埼玉大学（以下、「本学」という。）に属する教員等が研究費を使用して研究に係る書籍等を出版する際の取扱い（以下、「本取扱」という。）を、以下のとおり定める。

1. 定義

本取扱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教員等」とは、本学に在籍する教員、研究員をいい、常勤か非常勤かを問わない。
なお、科学研究費助成事業の応募資格を認定された名誉教授もこれに含むものとする。
- (2) 「書籍等」とは、紙媒体のみで出版するもの、電子媒体のみで出版するもの又は両媒体で出版するものをいう。
- (3) 「研究費」とは本学の教員等が獲得した競争的研究費、財団法人又は民間企業等からの研究資金（以下、「外部資金」という。）又は本学が書籍等の出版を助成するための運営費をいう。ただし、科学研究費補助金（研究成果公開促進費）学術図書及びその他書籍等の出版助成を目的とする外部資金は本取扱の対象に含まない。

2. 書籍等出版の要件

本取扱での書籍等の出版は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要がある。

- (1) 当該教員等の研究の成果公開のために必要な刊行物であること。競争的研究費、その他特定の研究課題に紐づく外部資金を財源とする研究費から支出する場合は、当該研究課題の成果公開に必要な刊行物であること。
- (2) 下記に該当する書籍等ではないこと。
 - ① 既に類似の成果が出版されているもの
 - ② 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文、又は公表が義務付けられている論文（例：博士論文）を単に集成し、出版するもの
 - ③ 学術研究の成果とは言い難いもの
 - ④ 出版社等の企画によって出版するもの
 - ⑤ 市販しないもの
 - ⑥ 十分に市販性があるもの
- (3) 印税及び一切の利益を受け取らないこと。また、その旨を出版社等との契約書に明記すること。
- (4) 見積額が書籍等出版の適正価格であること。

- (5) 他者の論文等を引用している部分があり、かつ引用した論文等の著作権者の許諾を受ける必要がある場合は、必ず利用許諾を受けておくこと。
- (6) 紙媒体で刊行する場合、発行部数のうち市販以外の部数は30部までであること。
- (7) 市販以外の配付先がある場合は、出版社等との契約書に配付先リストを添付すること。
- (8) 外部資金からの支出を希望する場合、当該外部資金の提供元が書籍等出版費用の支出を認めていること。また、当該外部資金の交付元が書籍等の出版に係る規定を別途設けている場合は、その規定に従うこと。
- (9) 研究費からの支出額は、以下の計算方法で算出した金額を上限とすること。
- ① 「紙媒体のみ」または「紙媒体、電子媒体の双方」で刊行する場合
印刷等出版に係る経費（税込）－ {定価（税込）×0.7×0.5×（発行部数×0.6）}
* 0.7=卸売係数 0.5=原価率 0.6=売上率
- ② 「電子媒体のみ」で刊行する場合
電子媒体作成経費（税込）×0.8 * 0.8=原価率
- (10) 発行予定年月日は、支出する研究費の提供元が定める執行可能期間内であること。また、書籍等の納品及び検査は、支出する研究費の提供元が定める執行可能期間内に行うこと。ただし、支出する研究費の提供元の定めにより、執行可能期限内に出版社等への支払まで完了させる必要がある場合は、書籍等の納品及び検査の後、執行可能期限の3週間前までに経理課へ支払に必要な会計書類一式の提出が可能であること。

3. 書籍等出版までの流れ

本取扱での書籍等出版までの流れは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教員等は、原稿完成後、研究推進・国際連携課へ事前連絡の上、出版社等との契約締結希望日の100日前までに書籍等出版費用支出申請書（別紙様式1）、見積書、出版社等が作成した発行部数積算書（別紙様式2）（紙媒体で刊行する場合のみ）、完成原稿の写しを提出する。
- (2) 研究推進・国際連携課は、(1)の書類に基づき書籍等出版費用の支出可否を確認し、結果を教員等へ通知する。支出可である場合は(1)の書類を経理課へ共有する。
- (3) 経理課は、(2)で共有された書類等に基づき出版社等と契約する。なお、大学・教員等・出版社等の三者契約とする。
- (4) 書籍等の納品後、経理課は国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則等の大学の会計ルールに則り、検収、検査及び支払に係る手続きを行う。

4. 支出財源及び支出可否確認方法

研究推進・国際連携課は、3.(2)において書籍等の出版費用を支出する財源に応じ、次の各号に掲げる方法により支出の可否を確認する。

- (1) 財源が競争的研究費、その他特定の研究課題に紐づく外部資金の場合

当該研究課題の成果公開であることを研究計画書等に照らして確認する。必要に応じ、該当する研究分野に知見を有する研究推進室員と協議を行うものとする。

(2) 財源が特定の研究課題に紐づかない外部資金（個人又は企業からの寄附金等）の場合
当該研究者の研究成果の公開であることを研究者総覧やresearchmap等に照らして確認を行う。必要に応じ、該当する研究分野に知見を有する研究推進室員と協議を行うものとする。

(3) 運営費を財源として本学が出版を助成する場合

大学として助成する価値があるかどうか、刊行の目的・意義・内容等を研究推進室会議で審査の上、可否を決定する。

なお、当該運営費の予算要求は研究・連携推進部が行う。ただし、予算確保が困難であると判断した年度の書籍等の出版は（1）又は（2）からの支出とする。

5. 申請内容の変更

書籍等出版費用の支出が認められた後に、次の各号のいずれかの変更が生じる場合、教員等は書籍等出版費用支出変更申請書（別紙様式3）により、研究推進・国際連携課から変更の可否について事前に確認しなければならない。研究推進・国際連携課は、変更可否の結果とともに書籍等出版費用支出変更申請書（別紙様式3）を経理課へ共有する。

(1) 3. (2) において認められた額を超えた金額を研究費より支出する場合。

(2) 発行予定年月日または書籍等の納品及び検査日が、当初予定していた年度の3月31日を超える場合。ただし、支出する研究費が科学研究費助成事業の基金で、補助事業期間内の変更の場合はこの限りではない。

部局名・職名：

申請者名：

書籍等出版費用支出申請書

1. 書籍等の名称

--

2. 著者・著作権者・編者（主たる者）

著者・編者	著作権者	氏名	所属機関	部局	職名
著 <input type="checkbox"/> 編 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
著 <input type="checkbox"/> 編 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
著 <input type="checkbox"/> 編 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
著 <input type="checkbox"/> 編 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

3. 書籍等の出版要件について

当該書籍等の出版は、以下の要件を全て満たしています。 ※各項目にチェックを入れてください

- 当該研究の成果公開のために必要な書籍等であること。
- 下記に該当する書籍等ではないこと。
- ① 既に類似の成果が刊行されているもの
 - ② 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文、又は公表が義務付けられている論文（例：博士論文）を単に集成し、刊行するもの
 - ③ 学術研究の成果とは言い難いもの
 - ④ 出版社等の企画によって刊行するもの
 - ⑤ 市販しないもの
 - ⑥ 十分に市販性があるもの
- 印税及び一切の利益を受け取らないこと。また、その旨を出版社等との契約書に明記すること。
- 見積額が書籍等出版の適正価格であること。
- 他者の論文等を引用している部分があり、かつ引用した論文等の著作権者の許諾を受ける必要がある場合は、必ず利用許諾を受けておくこと。
- 紙媒体で刊行する場合、発行部数のうち市販以外の部数は30部までであること。
- 市販以外の配布先がある場合は、出版社等との契約書に配布先リストを添付すること。
- 発行予定年月日は、支出する研究費の提供元が定める執行可能期間内であること。また、書籍等の納品及び検査は、支出する研究費の提供元が定める執行可能期間内に行うこと。ただし、支出する研究費の提供元の定めにより、執行可能期限内に出版社等への支払まで完了させる必要がある場合は、書籍等の納品及び検査の後、執行可能期限の3週間前までに経理課へ支払に必要な会計書類一式の提出が可能であること。

別紙様式 1 (つづき)

4. 出版経費等について

刊行物の媒体 ※いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 紙媒体を含む <input type="checkbox"/> 電子媒体のみ		
判型・ページ数	判	ページ	
発行部数	市販用	部	その他 部
	合計【C】	部	
出版経費等 ※紙媒体を含む場合	直接出版費(税込) 【A】	定価(税込) 【B】	卸売価格(税込) (卸売価格 \geq 1部あたりの原価)
	円	円	円
	1部あたりの原価 【A】/【C】	申請上限額 【A】 - {【B】 \times 0.7 \times 0.5 \times (【C】 \times 0.6)}	申請額
	円	円	円
出版経費等 ※電子媒体のみの場合	直接出版費(税込)【A】		販売価格(税込)【B】
	円		円
	申請上限額【A】 \times 0.8		申請額
	円		円
出版社等への原稿受渡し日	年 月 日		
発行予定年月日	年 月 日		
出版社等名			
過去に公開済み、または公開が義務付けられている論文等の内容を含みますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		※「はい」の場合 <input type="checkbox"/> 引用について著作権者より承諾済み

5. 出版経費の財源について

支出財源 ※いずれかにチェック (大学による助成が実施されない年度は(1)又は(2)を選択)	<input type="checkbox"/> (1) 競争的研究費、その他特定の研究課題に紐づく外部資金 <input type="checkbox"/> (2) 特定の研究課題に紐づかない外部資金 <input type="checkbox"/> (3) 運営費(大学からの助成)
プロジェクトコード ※(1)又は(2)の場合	
研究課題名 ※(1)の場合	
外部資金制度名又は助成元 ※(1)又は(2)の場合	
上記制度等の提供元は書籍等の出版費用の支出を認めていますか？ ※(1)又は(2)の場合	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
支出財源は書籍等の出版助成を目的とする外部資金ですか？ ※(1)又は(2)の場合	<input type="checkbox"/> 出版助成が目的ではない <input type="checkbox"/> 出版助成が目的である

別紙様式 1 (つづき)

6. 書籍等の概要 ※1頁以内で記述してください

①出版の必要性

- ・ 研究成果公開の方法として書籍等の出版が必要な理由を記述してください。
- ・ 科学研究費補助金（研究成果公開促進費）学術図書及びその他書籍等の出版助成を目的とする外部資金への応募を行わず、本制度を申請する理由を記述してください。

②書籍等の概要

- ・ 当該書籍等の概要について、簡潔に記述してください。
- ・ 「5. 出版経費の財源について」の支出財源で（1）を選択した場合は、その財源と書籍等の内容との関連性について記述してください。

別紙様式 2

発行部数積算書
(紙媒体で刊行する場合に該当)

年 月 日

(申請者名)

_____ 殿

(見積者)

住所

氏名 _____

書籍等の名称 _____

上記書籍等の発行部数の設定に当たっては、以下の理由により設定しました。

--

年 月 日

部局名・職名：

申請者名：

書籍等出版費用支出変更申請書

書籍等の名称

--

- * 次に挙げる変更要件に該当する場合は、変更事項（１）～（８）のうち、変更があるものについてのみ、変更後の内容を記入するとともに、変更が生じた理由を次頁の「変更理由」欄に記入すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・当初申請時に認められた額を超えた金額を研究費より支出する場合。 ・発行予定年月日または書籍等の納品及び検査日が、当初予定していた年度の3月31日を超える場合。ただし、支出する研究費が科学研究費助成事業の基金で、補助事業期間内の変更の場合はこの限りではない。 |
|--|

なお、変更事項が（２）「発行部数【C】」、（３）「直接出版費【A】」または（４）「定価【B】」である場合には、必ず「申請上限額【D】」及び「変更申請額【E】」も記入すること。

＜変更事項＞

(1) ページ数	(2) 発行部数		
	市販用	その他	計【C】
頁	部	部	部

(3) 直接出版費（税込）【A】	(4) 定価（税込）【B】	(5) 卸売価格（税込） （卸売価格≥1部あたりの原価）
円	円	円
(6) 1部あたりの原価【A】 / 【C】	申請上限額【D】 （上記【A】【B】【C】いずれかに 変更があった場合に記入）	変更申請額【E】
円	円	円

(7) 発行予定年月日	年 月 日	(8) 納品・検査予定日	年 月 日
----------------	-------	-----------------	-------

- * 申請上限額【D】の算出方法は以下のとおりとする。
- ・紙媒体を含む場合 $【A】 - [【B】 \times 0.7 \times 0.5 \times (【C】 \times 0.6)]$
 - ・電子媒体のみの場合 $【A】 \times 0.8$
- * (1)～(6)に変更がある場合は、新たに徴収した変更後の見積書を1部添付すること。

別紙様式 3 (つづき)

変更理由	(変更が生じた理由を具体的に記入すること)
------	-----------------------